



市長記者会見資料
平成24年3月23日
危機管理室
社会福祉課
高齢介護課

福祉避難所協定締結式の実施について

1 概要

本市では、東日本大震災等の状況を踏まえ、避難所における災害時要援護者の安心・安全を確保するため、「高岡市福祉避難所設置・運営マニュアル」を策定するとともに、このマニュアルに基づき、29箇所（特別養護老人ホーム12カ所、老人保健施設7カ所及び障害者福祉施設等10ヶ所）の福祉避難所を指定し、そのうち民間事業者21団体と「災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定」を締結します。

2 協定の主な内容

- ・福祉避難所の指定等（福祉避難所を指定し公表）
- ・施設の使用の要請及び受諾（市が要請し、施設管理者が受諾）
- ・設置期間（7日間を原則とし、災害の規模及び状況により延長）
- ・運営業務（日常生活上の支援、相談対応、体調等の変化への対応）
- ・支援者の確保（介助員等に不足を生じる場合の措置）
- ・経費の負担（人件費、生活用品等に係る費用は市が負担）など

3 協定締結式

- (1) 日時 平成24年3月28日（水） 16時から17時
- (2) 場所 高岡市役所本庁舎8階802会議室
- (3) 出席者 高岡市長、福祉避難所の施設管理者

〔参考〕

・福祉避難所とは

高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児及び病弱者などのうち、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする「災害時要援護者」の方々が、支障なく避難生活を送ることができるところを目的として開設します。

福祉避難所は、災害時に一般の避難所での避難者の状況を判断した上で開設される「二次的避難所」であり、原則として、最初から避難所として利用することはできません。

・高岡市福祉避難所設置・運営マニュアルとは

福祉避難所に関し、災害発生前から必要となる対策や災害発生直後からの実施内容をあらかじめ整理しておくことにより福祉避難所の迅速・的確な開設と円滑な運営を実施し、もって、避難所における災害時要援護者の安全・安心を確保することを目的に策定するもの。

内容は、平常時と災害時に分けて記載しており、平常時の取り組みとしては、対象者の考え方、福祉避難所の指定要件及び運営体制の事前準備などを記載し、災害時における取組としては、初動期、展開・安定期、撤収期といった災害の進展する時間経過に沿った内容を記載している。

担当：総務課危機管理室 久郷（くごう）
電話 20 - 1229（内線308）

福祉避難所

番号	施設名称	住所
1	特別養護老人ホームあさひ苑	高岡市角 561 番地
2	特別養護老人ホーム雨晴苑	高岡市太田 58 番地
3	特別養護老人ホームアルテン赤丸	高岡市福岡町赤丸 1103 番地 1
4	特別養護老人ホーム香野苑	高岡市上渡 161 番地
5	特別養護老人ホーム志貴野長生寮	高岡市滝新 21 番地 1
6	特別養護老人ホームだいご苑	高岡市醍醐 1257 番地
7	特別養護老人ホームのむら藤園苑	高岡市野村 921 番地 1
8	特別養護老人ホームはるかぜ	高岡市オフィスパーク 13 番地
9	特別養護老人ホームふしき苑	高岡市伏木国分 1 丁目 10 番 10 号
10	特別養護老人ホーム藤園苑	高岡市早川 390 番地 1
11	特別養護老人ホーム二上万葉苑	高岡市二上町 1004 番地
12	特別養護老人ホーム鳳鳴苑	高岡市蔵野町 3 番地
13	老人保健施設アルカディア雨晴	高岡市太田桜谷 23 番地 1
14	介護老人保健施設おおぞら	高岡市京田 490 番地
15	介護老人保健施設きぼう	高岡市和田 1055 番地
16	老人保健施設さくら苑	高岡市福岡町大野 145 番地
17	老人保健施設しきのケアセンター	高岡市鷺北新 480 番地
18	高岡老人保健施設長寿苑	高岡市京田 72 番地
19	介護老人保健施設やすらぎ	高岡市美幸町 1 丁目 1 番 53 号
20	こまどり支援学校	高岡市江尻字村前 1289 番地
21	県立高志支援学校高等部こまどり分教室	高岡市江尻字村前 1289 番地
22	県立高岡聴覚総合支援学校	高岡市西藤平蔵 700 番地
23	県立高岡支援学校	高岡市東海老坂 831 番地
24	志貴野苑	高岡市葦附 1239 番地 27
25	志貴野ホーム	高岡市下麻生 5340 番地
26	かたかご苑	高岡市滝新 15 番地
27	ワークスタかおか	高岡市立野 2412 番地
28	あしつきふれあいの郷	高岡市博労本町 4 番 1 号
29	高岡市社会福祉協議会	高岡市清水町 1 丁目 7 番 30 号